

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ガーナ	ガーナ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とガーナ共 和国政府との間の交換公文	ガーナの貧困の削減に向けた努力推進に寄与するた め、ガーナの貧困削減に係る計画等に充当するための 資金を贈与すること。	337,500 千円 -----	H20.1.24 アクラで (同日)	日本側 中村温在ガーナ臨 時代代理大使 アクラシ・ネセ イニアアジエイ外務・地域 統合・NEPAD大臣 日本側 中村温在ガーナ臨 時代代理大使 エレン・セーラ ガーナ側 エレン・セーラ 統合・NEPAD省次官	H20.2.7 84号
ガーナ	食糧援助に関する日本国政府と ガーナ共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	650,000 千円 H20.3.31まで	H20.2.27 アクラで (同日)		H20.3.11 153号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。